

公德ス協ス第123号
教体第542号
令和7年7月9日

各団体長 殿

公益財団法人 徳島県スポーツ協会会長
(公 印 省 略)
徳島県教育委員会体育健康安全課長
(公 印 省 略)

スポーツ活動における熱中症事故の防止について (依頼)

7月に入り、熱中症警戒アラートが連日発表されるなか、スポーツ活動における熱中症の危険性が高まっており、選手の命や安全を守るための実効性ある取組が求められております。

徳島県では、去る7月2日付けて「熱中症危機事態宣言」や「熱中症対策メッセージ」を発出し、運動の際には、日本スポーツ協会策定のガイドラインに沿った行動を行うなど、「熱中症から命を守る行動」の徹底について県民への周知を図っているところです。

各位におかれては、日本スポーツ協会「スポーツ活動中の暑熱対策に関するJSP0対応方針」を参考に、次のとおり、熱中症事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

特に、児童生徒の活動においては、暑さ指数(WBGT)31℃以上の場合は、スポーツ活動を中止すべきとされていることに十分留意の上、適切な対応をお願いします。

- (1)競技ルールや慣例にとらわれず、参加者の休憩時間(水分補給や身体冷却の時間)を設定する。
- (2)環境条件に応じて活動時間を調整する(時間帯の変更、活動時間の短縮など)。
- (3)参加者が積極的に身体冷却を行えるよう環境を整備する(複数の冷却方法を準備できると良い)。
- (4)参加者の体調チェックを毎日実施し、体調が悪い場合は、その日の活動を中止させる。
- (5)万一に備えた救急体制を構築し、医師又は看護師の常駐はもとより、熱中症に特化した対応※を、速やかに実施できるように準備する。

※救急車の要請⇒涼しい場所への避難⇒身体冷却

参考：日本スポーツ協会「スポーツ活動中の暑熱対策に関するJSP0対応方針」

URL：<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4976>

【本件担当】

公益財団法人徳島県スポーツ協会スポーツ振興部

088-684-3660

徳島県教育委員会体育健康安全課

088-621-2788